

※ 申請書類は留学生掛にあります

外国人留学生を対象とする観光庁行政体験研修 2011 募集要項

1. 趣旨

「観光庁」において、実際の観光行政事務の体験を通じて、外国人留学生の皆さんのキャリア形成の支援に資するとともに、観光行政に対する理解を深めるための企画として、外国人留学生の方を対象にした行政体験研修を実施します。

2. 概要

- (1) 研修に参加する学生（以下「参加学生」という。）は、観光庁の担当部署に一定期間在籍していただき、観光庁職員からのレクチャー、フィールドワーク等を通して、観光行政の課題について研究をしていただき、研修最終日には、研究成果を発表していただきます。
- (2) 参加学生は2名を予定しています。
- (3) 受入予定部署及び研究・発表のテーマは、別紙1のとおりです。
- (4) 観光庁関連の各種イベント等への参加や観光関連団体や施設への訪問もあります。

3. 対象者

所属大学等から推薦を受けた外国人留学生

4. 期間

平成23年7月20日～平成23年9月9日の毎週火・木曜日 各日とも午前10時～午後5時（予定）
※授業の都合等により、研修日・研修時間については調整が可能です。

5. 場所

観光庁（所在地：東京都千代田区霞ヶ関2-1-3 中央合同庁舎3号館3階）

6. 募集方法等

応募にあたっては、所属する大学から学生を推薦していただきます（学生個人からの応募は受け付けません。）。

- (1) 学生の方：「外国人留学生を対象とする観光庁行政体験研修 2011 応募用紙」（別紙2）に必要事項を記入し、大学の窓口に提出してください（下記6.（2）の締切日は、大学が国土交通省に応募する締切であり、学生が大学へ提出する締切ではありませんので、ご注意ください。）

- (2) 大学の担当部局の方：学生からの応募を取りまとめ、「外国人留学生を対象とする観光庁行政体験研修 参加推薦書」（別紙3）を作成し、平成23年6月15日（水）までに、学生が作成した応募用紙と併せて「〒100-8918 千代田区霞ヶ関2-1-3 中央合同庁舎3号館 観光庁総務課 広瀬」まで郵送してください。 申込は国際交流支援係（アドミ課1F）まで。提出切は6月10日（金）16:30まで！

7. 参加学生の決定

書類選考の後、面接を実施し参加学生を決定します。決定者についてのみ、平成23年7月上旬に各大学宛に連絡します（事情により遅れる場合は、別途連絡します。）。

8. 参加の条件

- (1) 参加学生には、事前に、参加にあたっての遵守事項（別紙4）に関する誓約書を提出していただきます。
- (2) 研修の参加経費（交通費、滞在費、食事代、保険料、フィールドワーク参加費等）については、原則として各自で負担していただきます。国土交通省は支給しません。
- (3) 研修への参加に際しては、大学の指定する災害傷害保険及び賠償責任保険に加入していることを条件とします。
- (4) 研修への参加に際しては、参加学生の所属する大学と当省との間で遵守事項等に係る覚書を締結していただくこととなります。

9. 問い合わせ先

観光庁 総務課 調整室 広瀬 （電話）03-5253-8321
国土交通省 大臣官房 人事課 伊勢 （電話）03-5253-8170

テーマ1：外国人観光客の訪日促進に向けた情報発信に関する研究

(1) 研究・発表概要：

東日本大震災の影響により、旅行のキャンセルが相次ぎ、ホテル・旅館等の観光関連産業全体で業況が悪化し、厳しい環境に置かれています。また、震災以降に訪日する外国人観光客の数も大幅に減少しているところ。そのような中、観光庁においては、外国人観光客の訪日を促進するべく、日本政府観光局（JNTO）のホームページを中心に正確な情報発信や日本の現状を知ってもらうための動画の配信などに努めているところです。

これを踏まえ、本研修においては、東日本大震災以降の情報発信に焦点をあて、これまでの取り組みに関する評価を行うとともに、今後より効果的な情報発信を行うために必要な改善策等を提案することを研究のテーマとします。

具体的には、情報発信に携わる関係各位へのヒアリング等によって現状把握や課題の抽出を行って頂き、これをもとに、どのような改善策が望ましいか、具体的な方策を提言して頂きます。

(2) スケジュール（案）：

- 7月下旬 情報発信に携わる関係各位へのヒアリング
- 8月上旬 海外政府機関等における情報発信手法の調査、日本の現状との比較分析
- 8月下旬 課題整理・分析
- 9月上旬 外国人観光客の訪日促進に向けた情報発信に係る改善策に関する提案

(3) 受入担当課：

観光庁国際観光政策課

テーマ：「訪日外国人消費動向調査」を活用した訪日外国人旅行者数増加に向けた調査検討

(1) 研究・発表概要

現在、観光庁においては訪日外国人数の増加を目指してビジット・ジャパン・キャンペーンを展開しており、第1期として平成25年度までに1,500万人、第2期として平成28年度までに2,000万人、将来的には3,000万人まで訪日外国人を増加させることを目指しています。

当該目標に向けた各施策の基礎データとするため、訪日外国人の観光動態や地域ごとの消費額に係る統計整備を進めるとともに、外国人観光客の旅行の満足度・ニーズや地域における受入れの状況等を把握しておくことも肝要です。そこで、訪日外国人消費動向調査では、このような状況を踏まえ、訪日外国人の旅行動向を的確に把握し、訪日外国人のニーズや我が国における消費実態を踏まえた観光政策（海外プロモーション戦略、受け入れ態勢の整備等）の企画立案に資することを目的として平成22年度から実施しているところです。

今回の行政研修においては、訪日外国人消費動向調査の調査結果を活用して、多様な地域からの訪日外国人旅行者数増加に向けてどのような施策を実施することが望ましいのか、外国人留学生の観点から分析を行って頂きます。また、各国からの旅行者へのヒアリングを実施することで、外国人旅行者受入上の問題点の抽出を行って頂きます。それらをもとに、訪日外国人旅行者増加に向けた具体的な方策を提言して頂きます。

(2) スケジュール

7月下旬～8月上旬	訪日外国人消費動向調査のデータの分析による現状の把握
8月中旬	各国からの旅行者へのヒアリングの実施
8月下旬まで	課題整理・分析
9月上旬	訪日外国人旅行者増加に向けた具体的な方策の提言

(3) 受入担当課：

観光経済担当参事官室

外国人留学生を対象とする観光庁行政体験研修への参加に係る遵守事項等

1. 実習中の遵守事項

- (1) 研修に参加する学生（以下「参加学生」という。）は、研修参加期間中、公務の適正な遂行を妨げないように行動するものとする。
- (2) 参加学生が研修参加期間中に公務の適正な遂行を妨げるような行為その他不都合な行為を行った場合、国土交通省は当該参加学生の研修への参加を打ち切ることができるものとする。
- (3) 研修参加期間中は、これに専念するものとし、研修の進行に支障が生じないよう、登庁するものとする。
- (4) 参加学生は、研修を欠席しようとする場合は、事前に国土交通省に申し出るものとし、国土交通省からの指示に従うものとする。やむを得ず、事前に申し出ることができない場合であっても、事後、速やかに国土交通省に連絡するものとする。
- (5) 参加学生は、研修参加期間中、国土交通省職員の指導・監督等に従わなければならない。
- (6) 参加学生は、研修参加期間中に知り得た秘密について、研修参加中及び参加終了後においても部外者（所属大学等を含む。）に漏らしてはならない。
- (7) 国土交通省は、上記（2）に該当する場合のほか、参加学生が遵守事項等に従わないときは研修への参加を打ち切ることができるものとする。

2. 研修期間中の事故等

- (1) 参加学生は、原則として所属大学等の指定する賠償責任保険及び傷害保険に加入していなければならない。
- (2) 参加学生が国土交通省又は第三者に損害を与えた場合は、賠償責任保険により補償する。
- (3) 研修参加期間中の事故により参加学生が傷害を負った場合は、学生の加入する傷害保険により補償する。なお、学生は当該保険の保険金の範囲内で国土交通省に対する求償権を放棄する。

3. 経費負担等

- (1) 国土交通省は、参加学生に対して、手当及び参加経費（交通費、滞在費、食事代、保険料等）を一切支給しない。
- (2) 研修への参加経費は、参加学生が負担するものとする。

4. 実習の成果

- (1) 参加学生は、研修の成果を論文等により外部に発表する場合には、事前に国土交通省の承認を得なければならないものとする。